

姫路市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例における姫路市独自基準の適用関係について

1 条例制定の理由

地方分権改革に関する対応方針が閣議決定され、平成31年4月から指定障害児通所支援事業者の指定等の事務・権限が都道府県から中核市へ移譲されることとなりました。

これに伴い、指定障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援）を提供する事業者の指定基準を定める条例を制定します。

2 姫路市独自基準の内容

以下の基準を除き、厚生労働省令と同基準としています。

(1) 虐待の防止に関する規定

| | |
|-----|---|
| 内 容 | 事業所における虐待の防止を徹底するため、以下の規定を追加する。 ・指定事業者は、自らが指定事業者を利用する障害児の安全の確保について重要な責任を有していることを認識し、市及び関係機関と連携して、当該障害児が安全に安心してサービスを利用することができるようにしなければならない。 |
| 理 由 | 虐待防止の徹底のため |
| 条 文 | 第3条第5項 |

(2) 暴力団排除に関する規定

| | |
|-----|---|
| 内 容 | 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律及び姫路市暴力団排除条例の趣旨を踏まえ、指定障害福祉サービスの事業の指定申請及び運営等に暴力団等の参入や影響を排除する項目を追加する。 ①指定事業者は、法人の役員が暴力団員等であってはならない。 ②管理者は暴力団員等であってはならない。 ③運営は暴力団、暴力団員等の支配を受けてはならない。 |
| 理 由 | 暴力団等の参入や影響を排除するため。 |
| 条 文 | ①第4条 ②第8条（準用：第59条、第63条、第69条、第80条、第85条、第89条、第92条、第100条） ③第38条第2項、第75条第2項、第96条第2項（準用：第59条、第63条、第84条、第85条、第89条、第102条） |

3 参考法令等

- ・児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- ・児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）